

弁護士が知っておくべき 相続税のポイント

2015年2月27日(金)

CONTENTS

3 相続税の軽減措置

講師 岩佐 祐希

- ① 配偶者の税額軽減
- ② 小規模宅地等の評価減特例
- ③ その他の留意点

**4 相続税対策のために必要な
贈与税の基礎知識**

講師 吉原 慎一

- ① 贈与税とは
- ② 贈与税の計算の仕組み
- ③ 相続税対策としての生前贈与
- ④ 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税特例
- ⑤ 住宅取得資金の贈与の非課税特例
- ⑥ 相続時精算課税制度

〈前号掲載〉

1 相続税の基本

講師 寺垣 俊介

- ① はじめに
- ② 相続税とは
- ③ 相続に関する弁護士の業務
- ④ 税法の観点から見る相続事件の処理の流れ
- ⑤ 相続税の計算

2 財産評価

講師 後藤 登

- ① 相続財産評価
- ② 不動産の評価
- ③ 取引相場のない株式の評価

3 相続税の軽減措置

岩佐 祐希 (65期)

●Yuki Iwasa

当会会員 税法研究会所属

〈略歴〉

2007年3月 早稲田大学法学部卒業
 2010年3月 同大学大学院法務研究科卒業
 2012年12月 司法修習 終了・弁護士登録

相続税の軽減措置については、考え方としては大きく3つあります。1つ目が税額控除、2つ目が財産の評価減、3つ目が納税を猶予するというものです。具体的には、税額控除としては配偶者の税額軽減、評価減としては小規模宅地等の評価減特例、納税猶予の制度としては事業承継税制における相続税の納税猶予制度があります。ここでは、適用のインパクトが大きい配偶者の税額軽減と小規模宅地等の評価減特例を取扱いたいと思います。

1 配偶者の税額軽減

いわゆる配偶者控除ですが、これを利用すると、配偶者については、遺産分割等の結果取得した財産の課税価格が1億6,000万円を超え、かつ、相続税の課税価格総額に法定相続分を乗じた金額を超えた場合には納付税額が生じるということになります。どのように控除するかは、相続税法19条の2に記載されていて、かなり複雑な計算になります。

配偶者控除のポイントとしては、以下の4点です。

① 配偶者の範囲 (相続税法19条の2第1項)

配偶者は、民法の「配偶者」の概念を借用していることから、いわゆる内縁関係にある者は含まれません。

② 財産の確定的帰属 (同法19条の2第2項本文)

配偶者の税額軽減の適用を受けるためには遺産分割や特定遺贈などにより配偶者が実際に財産を取得しなければならず、遺産分割が未了な場合は適用できません*。

* 申告期限前に遺産分割が未了の場合は申告時に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付し(同項ただし書、同条3項)遺産分割確定後4ヶ月以内に更正の請求を行って配偶者の税額軽減の適用を受けることになります。(相続税法32条1項8号)

③申告の必要性（同法19条の2第3項）

配偶者控除を用いた場合に相続税額がゼロとなる場合でも、申告書を提出しなければこの軽減規定の適用は受けられません。配偶者控除を用いて相続税が発生しないとしても、相続税の申告を忘れないでください。

④二次相続の考慮

配偶者控除に限りませんが、配偶者が被相続人と同世代の場合、次の相続が起きる可能性を想定すれば、税額の観点からは次世代への相続が望ましい場合もあります。もちろん、ある程度年齢が離れている場合や配偶者の生活が今後長く続くと考えられる場合、係争事案では二次相続を考慮しても配偶者に財産を集中させた方がよい場合も多いかと思えます。その際は、配偶者控除は大きなインパクトを持ちます。

2 小規模宅地等の評価減特例

相続税の基礎控除額が下がり、東京で一戸建ての不動産を所有している場合は、この小規模宅地等の評価減特例を適用する場面が多くなってくると思えます。（租税特別措置法69条の4）

制度概要ですが、相続開始直前において被相続人の事業の用または居住の用に供されていた宅地借地権については、限度面積において評価額を軽減する特例です。図表1の①で土地の評価額を軽減する制度です。土地ですので建物は含まれません。制度趣旨は、「相続の開始の直前において、被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等は、相続人等の生活基盤の維持のために不可欠なものであること、特に事業用宅地等については、雇人、取引先等事業者以外の多くの者の社会的基盤にもなり、事業を継続させる必要性が高いことから、その処分について相当の制約を受けるであろうことをかんがみ、必要最小限度の部分について、相続税の課税価格の計算上減額を認めたものである」（東京高裁平成9年5月22日判決（行集48巻5・6号410頁）参照）とされています。

主な類型は4つで、特定居住用宅地等（330㎡、8割評価減）、特定事業用宅地等（400㎡、8割評価減）、貸付事業用宅地等（200㎡、5割評価減）、特定同族会社事業用宅地等（400㎡、8割評価減）です。「等」というのは借地権のことです。

評価減特例の仕組みですが、例えば、相続人A、B、Cがいて、Bが土地時価2億円を相続で取得した場合、Bの課税価格に2億円が算入されます。この土地が特定居住用宅地等に該当する場合は、2億円（遺産分割の対象になったものとしします。）の評価が8割減額されて4,000万円（b）と評価されることとなります。したがって、評価減特例の適用がある場合は、A、B、Cの課税価格の合計額は1億6,000万円評価減されることとなります。全体を考えれば、Bだけが小規模宅地等の評価減特例の適用要件を充足するならば、Bにこの土地を相続させた方がよいかと思われれます。AとCの恩恵はここまでするのですが、Bにはさらに大きい税額控除になり得ます。相続税の総額を算出した後、各相続人は取得した相続財産の割合で相続税を負担することとなります（図表1の③）。Bの算出相続税額（l）として、 $(j) \times (b) / (d)$ とあり、Bが取得した土地の実際の評価額は2億円ですが、相続税の計算上は4,000万円と評価されますので、そのためBが負担する割合が大きく減少することとなります。例えば、CがBと同額の預金債権2億円を相続した場合、図表1の③「Cの算出相続税額」の $(j) \times (c) / (d)$ の計算式の（c）が2億円になり、CはBの5倍の税額を負担することとなります。Bの場合はBの算出相続税額の（b）が8割減で4,000万円になるということです。

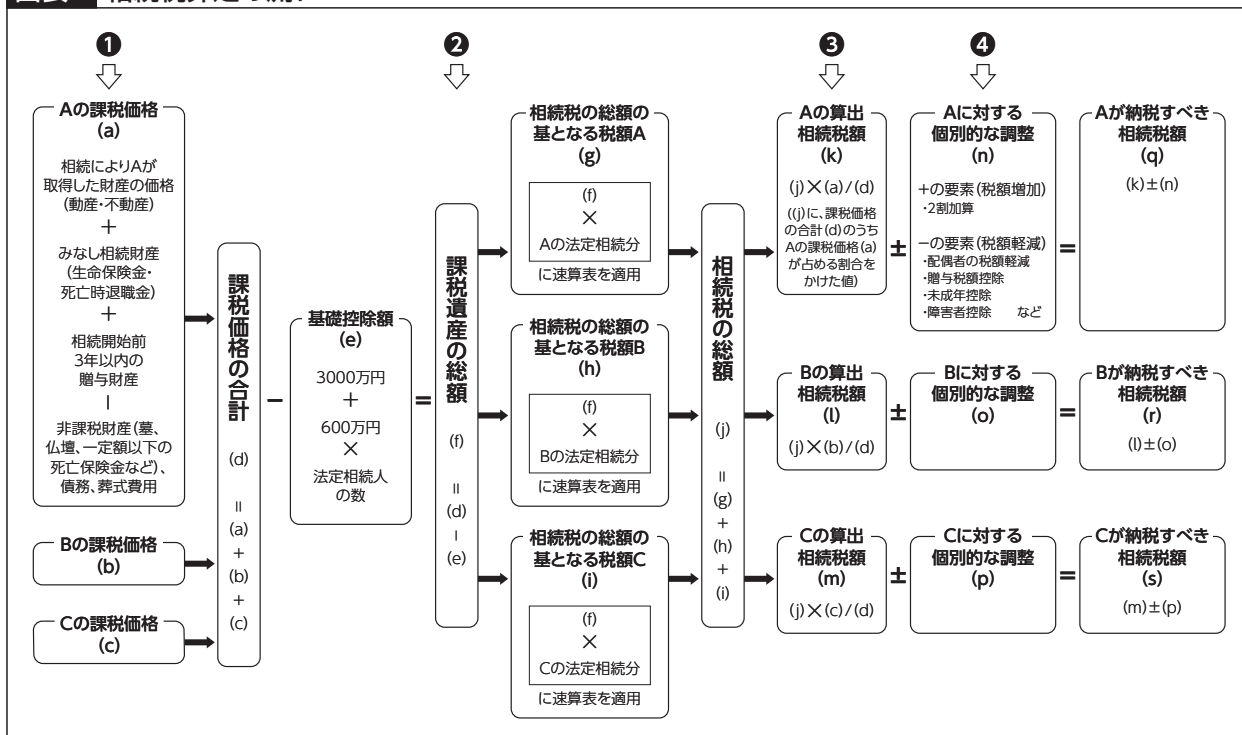
さらに具体例を見ていきます。

（1）特定居住用宅地等

330㎡まで8割の評価減となります。図表2の1を見ていただきますと、大きく2つに分かれています。1つ目は被相続人の居住の用に供されていた宅地等、2つ目が被相続人と生計を一にする被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等です。

ア 被相続人の居住の用に供されていた宅地等

図表1 相続税算定の流れ



図表2 小規模宅地等の評価減特例

1 特定居住用宅地等 (相続特別措置法69条の4第3項2号) (330㎡まで80%評価減)

区分	特例の適用要件	
	取得者	取得者が充足すべき要件
被相続人の居住の用に供されていた宅地等	被相続人の配偶者	取得者が充足すべき要件はない。
	被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族	相続開始時の時から相続税の申告期限まで、 ①引き続きその建物に居住すること ②その宅地等を所有すること
	被相続人と同居していない親族 (家なし親族)	①被相続人の配偶者または同居する民法第5編第2章の相続人 (法定相続人) がいないこと ②被相続人の親族で、相続開始前3年以内に日本国内にある自己または配偶者所有の家屋に居住したことがないこと ③相続開始の時から相続税の申告期限までその宅地等を所有していること
【被相続人と生計を一にする被相続人の親族】の居住の用に供されていた宅地等	被相続人の配偶者	取得者が充足すべき要件はない。
	被相続人と生計を一にしていた親族	①当該宅地等に相続前から居住していること 相続開始時から相続の申告期限まで、 ②引き続きその家屋に居住すること ③その宅地等を所有すること

2 特定事業用宅地等 (同法同条同項1号) (400㎡まで80%評価減)

区分	特例の適用要件	
	取得者	要件
被相続人の事業 (不動産貸付業を除く) の用に供されていた宅地等	被相続人の事業を承継した親族	事業承継・継続要件 その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限までの間に承継し、相続税の申告期限までその事業を営んでいること 保有継続要件 その宅地等を相続税の申告期限まで有していること
【被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族】の事業 (不動産貸付業を除く) の用に供されていた宅地等	当該宅地等を自己の事業の用に供していた親族であり、かつ、被相続人と生計を一にしていた親族	事業継続要件 相続開始前から相続税の申告期限まで、その宅地等を自己の事業の用に供していること 保有継続要件 その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

Xは居住用建物5,000万円および同建物の敷地である土地2億円を所有し、AおよびBと同建物を共有していた。Cは借家に居住していたとします。小規模宅地等の評価減特例の要件は取得者の属性で異なり、誰がその宅地・借地権を相続、遺贈、死因贈与によって取得するかがポイントになります。

- ①配偶者Aが敷地を相続等により取得した場合、取得者が充足すべき要件はありません。別居でも構わないと思われれます。(2号柱書)
- ②同居親族のBが敷地を相続等により取得した場合、被相続人と同居していた親族が充足すべき要件は2つです。相続開始時から相続税の申告期限まで、(i) 引き続きその家屋に居住すること、(ii) その宅地等を所有することです。親族というのは民法の親族と同義に解されますので、養子や子の配偶者に対する遺贈でも、本特例の適用をすることは可能だと考えられます。(2号イ)
- ③家なし親族Cが敷地を相続等により取得した場合、主な要件は、(i) 被相続人の配偶者または同居の親族(法定相続人)がいないこと、(ii) 被相続人の親族で、相続開始前3年以内に日本国内にある自己または配偶者所有の家屋に居住したことがないこと、(iii) 相続開始の時から相続税の申告期限までその宅地等を所有していること、です。(2号ロ)

イ 被相続人と生計を一にする被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等

被相続人だけではなくて、【被相続人と生計を一にする被相続人の親族】の居住の用に供されていた宅地等についても特例が適用されます。(2号ハ)

(2) 特定事業用宅地等 (図表2の2)

被相続人の事業の用に供されていた宅地等のことを特定事業用宅地等と言います。この場合、400㎡まで8割の評価減となります。この類型も被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業(不動産貸付事業を除く)の用に供されていた宅地等が含まれます。具体例としては、Xは建物およびその敷地を所有し、同建物で料亭を営んでいた。Bは料理人と

してXの事業に従事していた。こういった場合に、BがXの後を継いで、本件建物で料亭を営み、建物、敷地を相続、または遺贈により取得した場合は、小規模宅地等の評価減特例の適用があります。適用要件としては、事業承継・継続要件、保有継続要件という2つの要件が主に必要です。

(3) 貸付事業用宅地等

この類型は200㎡までで5割評価減となります。限度面積も少なく、評価減の割合も少ない類型です。具体例としては、Xが土地を所有して賃貸用建物を建築し、賃料収入を得ていた。こういった場合に、相続人A、Bが本件建物および本件土地を相続した場合です。(同法69条の4第3項4号)

事業の用に供されている点では(2)と同じですが、事業内容が貸付事業の場合は、特定事業用宅地等ではなく貸付事業用宅地等となります。限度面積および評価減割合が異なります。特定事業用宅地等の方が限度面積が大きくて、評価減割合も大きいということになります。

(4) 特定同族会社事業用宅地等

具体例では、Xが所有する土地および建物において個人で料亭を経営していた。その後、Xはその事業を法人化し、所有する土地を同法人に賃貸した。こういった場合にBが同土地を相続により取得して、同法人の役員として事業を営んだ場合、小規模宅地等の評価減特例の適用があります(同法69条の4第3項3号)。この場合、400㎡まで8割の評価減となります。

ポイントとしては、土地が貸付事業の用に供されている点では、先ほどの(3)と同じです。ただ、貸し付ける相手が特定同族会社である場合は、貸付事業用宅地等ではなく、特定同族会社事業用宅地等となります。

3 その他の留意点

(1) 申告期限前に遺産分割が未了の場合の申告手続

申告期限前に遺産分割が未了である場合には、これらの評価減特例の適用を受けること

ができません。(同法69条の4第4項本文) この場合には、相続税の申告時に、申告期限後3年以内の分割見込み書を提出してください(同項ただし書および同条6項)。遺産分割後4か月以内に更正の請求を行うことで、小規模宅地等の評価減特例の適用を受けることが可能です(同施行令40条の2第19項)。遺産分割が申告期限後3年を経過しても終了しない場合は、2か月以内に遺産が未分割であることについてやむを得ない事情がある旨の承認申請書を提出し、税務署長の承認を受ける必要があります(同法69条の4第4項)。紛争になるケースでは申告期限前に遺産分割を終えていない場合が多いと思いますので、小規模宅地等の評価減特例の適用があると思われる事案については、申告時に申告期限後3年以内の分割見込み書を提出することが重要です。提出していませんと、後で遺産分割が成立しても法律上は更正の請求ができないことになっています。(同条第6項)

(2) 贈与と小規模宅地等の評価減特例

遺贈には死因贈与が含まれます。相続時精算課税の適用を受ける財産については、評価減特例の適用がありません。贈与された財産には基本的に特例の適用がないということです。

(3) 平成25年度改正について

限度面積が拡大し、完全併用になりました。限度面積は、特定居住用宅地等が240㎡から330㎡まで拡大されました。完全併用というのは、例えば特定居住用宅地等330㎡と特定事業用宅地等400㎡で、合わせて730㎡まで認められるようになったということです。改正前は、限定併用(居住用宅地等の面積を特定居住用宅地に繰り入れする)という形でした。

もう1つ、二世帯住宅と老人ホーム入所の場合の適用要件が緩和されました。二世帯住宅(同法69条の4第3項2号イ)については、簡単に申し上げますと、判断基準が構造上区分されるか否かではなくて、区分登記されるか否かということになりました。区分登記がない方が被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等も評価減特例の対象となり、税額

上は有利ということです。また、老人ホームに入居後同所で死亡した場合については、一般的には入居に伴い被相続人の生活の拠点も同老人ホームに移転したものと考えられます。つまり、原則として老人ホームに入居した場合は、特例の対象ではありません。ただ、個々の事例の中には、病気治療のため病院に入院した場合と同様な状況もあるので、従前、国税庁の解釈により、一定の要件を充足した場合は特定居住用宅地等に該当する取扱いを行うという運用がされていました。その運用要件が、平成25年度改正で明確に法令に定められ、併せて要件も緩和されました(同法69条の4第1項3つめの括弧同施行令40条の2第2項)。

4 相続税対策のために 必要な贈与税の基礎知識



吉原 慎一 (66期)
●Shinichi Yoshihara
当会会員 税法研究会所属
〈略歴〉
2007年 会計士補登録
2013年 弁護士登録
2014年 税理士登録
2015年 公認会計士登録

1 贈与税とは

贈与税は、相続税の補完税とされています。税法は、基本的には1税法1税目という立法がされていますが、珍しい1税法2税目として、相続税法に規定されています。それは、相続税と贈与税は、いずれも資産税に分類されているところに帰着します。世の中にはいろいろな税金がありますが、担税力の強い順に、利益に対する課税、資産に対する課税、流通に対する課税と大きく分類でき、同じ資産に対する課税のグループに属する相続税、贈与税は相続税法にまとめて規定されました。資産の所有者が生前に資産を移転したときには、贈与財産について贈与税が課され、死亡時の場合は相続財産について相続税がかかるとい

うことで、いずれにしても何らかの税金がかかるわけです。原則として人は自ら死亡時を選べませんが、資産を移転させるタイミングは選ぶことができますので、そこで有利な判断をしていただくことになります。そのアドバイスを弁護士の先生方にしていただくにあたっては、相続税のみならず、贈与税に関する基本的な知識も必要になってきます。

相続税は相続開始時において現存する財産に課税されますから、分かりやすい租税回避として、亡くなる前に贈与して財産を移転してしまえば、相続税の負担を回避できてしまいます。それを防ぐために生前の贈与についても課税するというのが、「贈与税は相続税の補完税」という言葉の意味です。ただ、贈与税額控除という制度があり、二重払いにはならないよう手当てされています。

贈与税は、相続税と基本的に同じような立て付けになっていますが、若干の相違もあります。例えば、延納は認められていますが、物納は認められていません。贈与税は、申告納税でして、所轄の税務署長に申告書を提出する必要があります。農地や非上場株式等につきましては、相続税同様の納付猶予制度があります。それから、相続税、贈与税に限ったことではありませんが、相続税法の改正ではなくて、租税特別措置法の改正によって制度が変更されることがあります。それを措置法改正などと言いますが、条文を確認していただく際には注意が必要です。典型的な例としては、贈与税の基礎控除が110万円というのは既にご存じだと思いますけれども、相続税法21条の5を見てみますと、60万円と規定されており、措置法のみ110万円と規定されています。措置法改正はいろいろなところでありますので、措置法も併せてご確認いただく必要があります。

図表3 贈与税速算表

【①一般贈与財産】			
基礎控除・配偶者控除後の金額	税率	控除額 (速算用、基礎控除等と別概念)	相続税率 (参考)
200万円以下	10%	0円	10%
200万円超	15%	10万円	10%
300万円超	20%	25万円	10%
400万円超	30%	65万円	10%
600万円超	40%	125万円	10%
1000万円超	45%	175万円	15%
1500万円超	50%	250万円	15%
3000万円超	55%	400万円	20%

②20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合
→特例贈与財産
=軽減税率(措法70条の2の4、平成25年度税制改正)

【特例贈与財産】			
基礎控除・配偶者控除後の金額	税率	控除額 (速算用、基礎控除等と別概念)	相続税率 (参考)
200万円以下	10%	0円	10%
200万円超	15%	10万円	10%
400万円超	20%	30万円	10%
600万円超	30%	90万円	10%
1000万円超	40%	190万円	15%
1500万円超	45%	265万円	15%
3000万円超	50%	415万円	20%
4500万円超	55%	640万円	20%

2 贈与税の計算の仕組み

まず、①受贈者課税、②暦年単位で課税、③基礎控除は年間110万円という特徴があります。基礎控除は贈与者ごとではなくて受贈者単位、つまり何人から贈与を受けても1年当たり110万円までとされています。

それから、相続税と同様に、超過累進税率です。基本的には相続税の税率より高くなっています。平成25年の措置法改正があるまでは、1つの速算表で税率が分かったのですが、同年の措置法改正によって軽減税率が導入され、それにより速算表が2つになりました(図表3)。20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合には軽減税率が適用され、それ以外の場合には一般贈与財産として通常の税率が課されます。速算表の見方は、図表3のとおりです。基礎控除・配偶者控除後の金額×税率から、控除額を差し引いた金額が税額となります。参考までに図表3の一番右に相続税率を書きました。大きくパーセンテージが異なることがお判りいただけると思います。

さらに相続税については大きな基礎控除もあるので、その点でも大きく変わってきます。

法定の非課税財産がありますが、そのうち、法人からの贈与財産については若干の注意が必要です。これについては、贈与税ではなくて所得税が課税されます。所得税の中にもいくつかの分類がありますが、典型的な場合ですと一時所得にあたることが多いでしょう。

みなし贈与については、相続税とパラレルな規定があります。

3 相続税対策としての生前贈与

いくつかの制度を簡単にご説明します。

(1) 基礎控除を活用する

一番シンプルな方法です。典型的なリスクとしては、贈与そのものが否認されることがありますので、贈与契約は書面化が望ましく、またその意思の合致があることを推認させる事実を積み重ねることも重要となります。生前贈与を選んだのに、死亡後に税務署から贈与であることを否認されてしまうと、何のための贈与かわからなくなります。

典型的な例では、①【生前贈与がいいと思って毎年100万円ずつ子ども名義の口座に振り込んでいたが、通帳、印鑑を管理していたのは被相続人自身であったため、贈与であることを否認されて相続税をかけられた】という例があります。子ども名義の預金口座に一方的に金銭を移転させた事実しか立証できないので、贈与契約の成立を立証できないことになり、親が子どもの名義を借りただけ、つまり出捐者である親の預金債権と認定されることになってしまいます。②【基礎控除をわずかに超える分の生前贈与をして、贈与税の申告をすれば大丈夫ということがインターネットに書いてあったので、毎年111万円ずつ子ども名義の口座に振り込み、1万円について贈与税を払っていたが、贈与であることを否認されて相続税をかけられた】という例。もちろん申告をするという事実をもって、贈与契約の存在を推認させる主張も可能でしょうけれども、贈与契約そのものを立証できてい

るわけではありませんので、結局否認のリスクは免れません。ですから、その通帳を子どもに渡す、あるいは配偶者等の大人に管理させるといった配慮が必要になってまいります。さらに、③【今後10年にわたって150万円ずつ贈与するという内容の契約書を作成し、通帳と印鑑をちゃんと子どもに渡し、妻に管理させ、ちゃんと振り込みも行い、40万円について申告し、贈与税を支払った。しかし、税務署から、初年度に1,500万円の贈与があったと指摘され、贈与税が増額されたのみならず、過少申告加算税までかけられてしまった】という例も考えられます。課税庁としては、毎年贈与する場合、「連年贈与」という言い方をしていますが、連年贈与を約束した年に定期金に関する権利の贈与を受けたものとして贈与税を課するという見解です。ですので、10年間にわたって150万円ずつの給付を受けるのであれば、1,500万円の贈与を初年度に受けたということになってしまいます。その場合、先ほど申し上げましたとおり、贈与税というのは相続税よりも非常に高い累進税率になっていますので、相殺対策どころかかえって税金が増えて大失敗となってしまいます。ということで、面倒でも毎年、贈与契約書を作成することが望ましくなります。毎年契約書を作成することが面倒くさい場合、そもそも金銭や預金を用いた贈与ではなくて、生命保険を活用した贈与というのも1つの選択肢になってきます。つまり、親の死亡保険として保険料の110万円を子どもに贈与し子どもが保険料を払う。そして受益者も、保険金の受取人も子どもであるという設定にしておけば、1つの保険契約で済みますし、110万円毎年振り込んでいても文句は言われません。また、あくまで子どもが保険料を負担したという前提で子どもが保険金を受け取る権利を持っていますので、みなし相続財産にもならず、対策の1つになります。

(2) 配偶者控除

最大で2,000万円と、贈与税の中では比較的大きな枠があります。基礎控除と併せて活用できますが、要件があります。主な要件とし

ては、①婚姻期間が20年以上である配偶者間の贈与であること。②居住用不動産、または居住用不動産の取得のための金銭であること。この場合は居住用不動産そのものを贈与するか、あるいはその取得のための金銭を贈与するかという選択肢があります。

(3) 教育資金の一括贈与の非課税特例

概要としては、直系尊属が30歳未満の子や孫のために将来にわたる教育資金を一括して贈与するにあたり、金融機関に教育資金のための口座等を開設した上で、その口座等から教育資金を拠出するというもので、一定の範囲の教育資金であれば1,500万円まで、また学校等以外の者に支払われる場合は500万円までの贈与税が非課税となるという制度です。ポイントは金銭を直接渡すのではなくて、金融機関を介するというところです。この制度は本来平成27年12月までの贈与について適用される時限立法でしたが（編集部注：平成31年3月31日まで延長）、大変評判がよかったようで、手元にあります信託銀行のパンフレットによりますと、平成25年度1年間に拠出された贈与資金は4,476億円、件数にして6万7,073件に達するそうです。

対象となる教育資金は、誰に支払われるものか（学校等、学校等以外の者）によって非課税の限度額が変わってまいりますので、その点にご留意いただくことが必要です。学校等以外の者というのは、典型的にはいわゆる習い事とか、塾とか、そういったところを予定しています。例えば体育館を借りたとか、市民プールに行った利用料金など、いわゆる施設の利用率にとどまるものについては教育資金の定義に該当せず、インストラクターがいるのであくまで教育なんですと、そういうことが言えるような資金であれば該当するということにご留意ください。教育資金の贈与後に贈与者が死亡した場合、資金の残額は相続税の課税額に算入されます。これ自体はもっともな話ですけれども、相続税の2割加算の対象とはならないので、対象者でない孫に対する相続対策として、若干有効であるという見方もできます。

この制度は信託銀行など、金融機関を利用しなければなりませんので、どれぐらい信託報酬を取られるのかということも依頼者からすると気になるところですが、私が調べた範囲内では、いわゆる大手の信託銀行では管理報酬を別途徴収しないようです（信託金運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算して支払う収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として収受する）。

4 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税特例

措置法改正で新設予定です（編集部注：平成27年4月に新設）。教育資金の一括贈与の非課税特例が大ヒットだったという話を先ほど申し上げましたが、二匹目のドジョウということで、次は結婚・子育て資金としてお金を移転させようと、そして景気浮揚にもつなげようという思惑が透けて見えるところです。子育てですと1,000万円、結婚資金ですと300万円まで非課税となります。これもじかに渡さず金融機関を通さなくてはいけないという立て付けは同じです。対象となる資金は、結婚資金としては、婚礼（結婚披露を含む）に要する費用や一定の引っ越し費用なども入ります。子育て資金としては、妊娠に要する費用、出産、子の医療費、子の保育料などが手当てされています。受贈者が50歳に達した場合などは要件を満たさなくなり、特例の適用が終了します。

5 住宅取得資金の贈与の非課税特例

本来は平成26年の年末までで適用が終わる時限立法でしたが、消費税も上がりますし、住宅の需要を喚起したいという思惑もあって、与党の税制改正大綱にむしろ拡充されて盛り込まれました（編集部注：平成31年6月30日まで延長、拡充）。省エネ住宅かどうかとか、消費税が10%に引き上げ前後の平成28年10月から平成29年9月までの贈与かどうかといった状況に応じて非課税枠が変わってきますので、

いつ贈与がされるのかがポイントになります。

6 相続時精算課税制度

この制度は、納めた贈与税を相続税として精算するものでして、別に相続税を払わないわけではないので、相続税対策といえるのかとも思われますが、名目は問わず、トータルで税額を圧縮できる策には違いないということで今回ご紹介させていただきます。

概要としては、贈与について複数年にわたって適用できる2,500万円の特別控除があり、これを超える分は一律20%を払います。払うといっても結局相続時に精算しますので、いわば仮払いということになります。デメリットとしては、暦年課税方式と選択適用で、いったん提出した届出は撤回できませんので、シミュレーションがあまりにも難しいような依頼者の場合うかつに勧めにくいところがあります。要件については、措置法改正で要件が緩和されていますので注意が必要です。

例えば、合計1億円の資産（①自宅マンション3,000万円、②別荘4,500万円、③預貯金1,000万円、④投資信託1,500万円）があるCに、妻Bと長男Aがいる。Cの意向としては、①②③はBに、④はAのものとしたい。平成27年に贈与、平成36年に死亡、相続という設定とします。この場合、AとBの2人の納税額の合計は、ア.相続時精算課税制度を適用して贈与した場合は770万円、イ.適用しないで贈与した場合は3,480万5,000円、ウ.贈与をしないで相続した場合は115万5,000円となります。このように、結論としては何もしない方がよかったということになる場合もありますので判断が難しいところです。

最後に、不動産を贈与するか、取得用の金銭を贈与するかという点について、有利選択をするための考慮ポイントについて申し上げます。まず、不動産を贈与するメリット（取得用の金銭を贈与・相続するデメリット）です。相続税の計算においては、一般に、不動産評価額が低く算定されます。したがって、

不動産を贈与の方が取得用の金銭を贈与・相続するよりも基本的に税額を低く抑えられます。収益物件である場合は、相続時精算課税制度などを利用して早期に移転した方が、トータルで見て納税額を節約できます。相続に至るまで何十年もかかってしまって、値上がりした場合、あるいは収益が上がる場合というのは、収益が積み重なって一番高い累進税率が適用され、税金が高くなりますので、早期に移転してしまった方が楽です。言い換えると、値上がりどころか値下がりする物件は贈与に向いていないということになります。また、遺産分割が難しい、紛争リスクがある物件は、そもそも税金の問題ではありませんけれども、生前贈与に適しています。逆に不動産を贈与するデメリット（取得用金銭を贈与・相続するメリット）は、小規模宅地等の評価減特例が適用できなくなってしまうということです。評価減できず生の数字が使われてしまうために、デメリットとなります。それから、贈与の場合には不動産取得税が3%または4%かかってしまいます。相続のときは非課税ですので、これも余分なコストとして勘定しなければいけません。そのほかに登録免許税もかかります。相続は0.4%ですが、贈与は2%ということで、こういったところでも余分なコストが増えてしまいます。有利選択をしていただく際にはこれらの点を考慮する必要があります。

■